

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目		9. 一般職員の身分の取扱い					協議細目	
調整方針		(案) 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて関市の一般職員として引き継ぐものとする。 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の一般職員については、関市の一般職員との均衡に配慮し、取り扱うものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。						
項目		参 考 資 料						
区分		部門別職員数(平成14年4月1日現在)						
		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	合計	備考
一般行政	議 会	6					6	平成14年度地方公務員定員管理調査
	総 務	100	8	15	13	18	154	
	税 務	30	3	2	4	2	41	
	民 生	78	9	10	18	7	122	
	衛 生	52	3	4	4	3	66	
	労 働	1					1	
	農林水産	16	6	4	6	6	38	
	商 工	13		1	1		15	
	土 木	50	2	6	4	2	64	
	小 計	346	31	42	50	38	507	(注)職員は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員及び教育長を除いています。
特行別政	教 育	196	10	8	9	6	229	
	小 計	196	10	8	9	6	229	
公業など	水 道	23	1	1	3	1	29	
	下 水 道	31	1	2	1	2	37	
	そ の 他	15	9	8	7	7	46	
	小 計	69	11	11	11	10	112	
合 計		611	52	61	70	54	848	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料										
区 分		各市町村の状況（平成14年4月1日現在）										
		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村						
		主な職務	主な職務	主な職務	主な職務	主な職務						
級別職務 分 類	1 級	事務員	主事補	主事補	主事補	主事補						
	2 級	書記、技手	主事	主事	主事	主事						
	3 級	主事、技師	主任	主任	主任	主任						
	4 級	係長、主査	係長、主査	係長、主査	係長、主査	係長、主査						
	5 級	主任主査	課長補佐	課長補佐	課長補佐	課長補佐						
	6 級	課長補佐	主幹	主幹	主幹	主幹						
	7 級	課長、主幹	課長、主幹	課長、主幹	課長、主幹	課長、主幹						
	8 級	部長、参事、次長	参事、総務課長	参事、総務課長	参事、総務課長	参事、総務課長						
給 料	給料表 の 種 類	一般行政職 技能労務職	行政職給料表 行政職給料表	8 級制 4 級制	行政職給料表 単純労務職給料表	8 級制 3 級制	行政職給料表 単純労務職給料表	8 級制 3 級制	行政職給料表 単純労務職給料表	8 級制 3 級制	行政職給料表 単純労務職給料表	8 級制 3 級制
	平均給料 月 額	一般行政職 技能労務職	347,737 円 273,946 円		302,688 円 237,100 円		262,160 円 205,333 円		329,195 円 283,975 円		296,694 円 211,460 円	
	ワバ ^o ルス 指 数	一般行政職 技能労務職	99.9 113.1		96.2 83.3		87.9 84.6		96.6 92.7		93.1 75.1	
	平 均 年 齢	一般行政職 技能労務職	40 歳 00 月 46 歳 08 月		37 歳 10 月 51 歳 00 月		37 歳 02 月 44 歳 07 月		40 歳 07 月 54 歳 11 月		38 歳 04 月 53 歳 08 月	
	諸 手 当	特殊勤務手 当の支給状況	税務手当	税務手当		税務手当		医師手当				
			防疫手当 不快手当 危険手当 特殊手当 教育特殊業務手当 教員業務連絡指導手当	伝染病防疫作業手当		感染症防疫作業手当 死体取扱手当 不快手当 特別出務手当						
備 考		【ワバ ^o ルス指数】 地方公務員と国家公務員の給料水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年齢別に平均給料月額を比較し国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものです。										

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項	目	参 考 資 料
参 考 法 令	一般職の職員の身分の取扱い	<p>【市町村の合併の特例に関する法律】 （職員の身分取扱い）</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>【地方公務員法】 （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、次に掲げる職とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 一之二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 一之三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料			
先進事例	新市の名称 (都道府県名)	合併 方式	旧市町村名	調 整 方 針
	潮来市 (茨城県)	編入	潮来町 牛堀町	牛堀町の職員はすべて潮来町の職員として引き継ぐものとする。 牛堀町の職員の給与、任用、配置等の身分の取り扱いについては、潮来町の職員と均衡を失ないように公正に取り扱うものとする。
	廿日市市 (広島県)	編入	廿日市市 佐伯町 吉和村	佐伯町及び吉和村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて廿日市市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取り扱いについては、廿日市市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。
	山県市 (岐阜県)	新設	高富町 美山町 伊自良村	高富町、美山町及び伊自良村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名及び任命については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保証する。
	瑞穂市 (岐阜県)	新設	穂積町 巢南町	一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を作成し、定員管理の適正化に努めるものとする。